



上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況

(2020年8月～2020年10月現在)

日中経済協会 上海事務所

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。
注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
1	滬府弁規 [2020] 8号	『上海市食品安全告発奨励弁法』	市人民政府 弁公庁	2020/8/21 公布 2020/10/1 施行	上海市内で流通する農産物から食品添加物など全ての食品の安全性、品質、衛生基準等について疑義、あるいは犯罪的嫌疑がある場合に、自然人(すなわち一般消費者)あるいは法人による告発を奨励する法令。ここでいう「告発」は中国語では「挙報」と称するもので平たく言えば「タレコミ」のこと。告発は実名・匿名・伏名により食品衛生・公安・税関等の主管当局に文書/FAX/電話/メール等で実施し、これを受理した当局は後日その告発者へ調査結果を通知する。さらに食品安全と衛生上で重大な違反があった場合、告発者には奨励金が支給される。この法令は時限立法であった現行法(滬府弁規[2016]2号)を大幅に改正したもので、2025年9月30日までの時限立法。関連する事業を営む外商投資企業は必見の法令。
2	人民政府令 [2020] 35号	『上海市重大行政政策プログラム規定』	市人民政府	2020/8/24 公布 2020/9/1 施行	現行規定の『上海市重大行政政策プログラム暫行規定』(人民政府令[2016]47号)を廃止し、その内容を刷新した法令。市および区の政府機関が策定する重大行政政策について、その適用範囲、指導機関、基本原則、監督制度、承認機関、パブリックオピニオンのヒヤリング等の社会大衆の参画方式、リスク分析、政策の合法性に関する審査システム、記録管理等を制度化するために制定された法令。
3	滬財發 [2020] 12号	『中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区重点産業所得稅優遇資格認定管理弁法』	市財政局 市国家稅務局 經濟情報化委員會 自由貿易試験区臨港新片区管理委員會	2020/8/28 公布 2021/1/1 施行	「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区」については、既に2019年10月1日より、当該試験区の管理全般を定めた『中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管理弁法』(滬府令[2019]19号)(既報告)が施行している。さらにこの『管理弁法』に基づいて、國務院財政部と稅務總局が2020年7月に『中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区重点産業所得稅政策に関する通知』(財稅[2020]38号)を公布して域内で操業する半導体/AI/バイオ医薬/民用航空機に関連する業種の企業に対して所得稅率を15%とする優遇措置を定めた。本弁法はこの優遇政策を享受する資格の認定について、申請が可能な各種の条件や申請要件等について定めている。当該試験区に関心のある外商投資企業、既に進出している外商投資企業は必見の法令である。
4	人民政府令 [2020] 36号	『上海市行政應訴工作規定』	市人民政府	2020/9/10 公布 2021/1/1 施行	自然人あるいは法人が政府機関またはその関係者が行使した行政的な措置によって合法的権利を侵害された、あるいは侵害されたと判断した場合、当該政府機関またはその関係者を相手取って訴訟を起こす行為(いわゆる行政訴訟)に対して、被告となった政府機関またはその関係者は本規定に基づき應訴しなければならない。行政訴訟の應訴について政府側が依拠すべき法的根拠である。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
5	市人民代表大會常務委員會公告 [2020]45号	『上海市外商投資條例』	市人民代表大會 常務委員會	2020/9/25 公布 2021/11/1 施行	これまで独資による外商投資企業の設立根拠となってきた基本法は『中華人民共和國外資投資法』およびその『実施細則』で、いずれも中央法であり地方性法令は存在しなかった。上海市では上記の中央法に対応する地方性外資投資関連基本法を全国に先駆けて制定することになった。現在、上海市は、既設の各種經濟開發区の他に自由貿易試験区、同臨港新片区を抱えており、これと長江デルタ生態綠化戰略を一体化する動きがある。また直近の統計では、上海市内の外商投資企業はすでに6万社超に達し、全市GDPの4分の1超を生み出し、全市稅收の3分の1超、全市就業者の5分の1超を構成している。この法令はまさにこのような上海市の実情に対応し、その優位性を生かしながら外資導入政策をほぼ全産業的に一段と強化するために制定されたものである。
6	市人民代表大會常務委員會公告 [2020]47号	『上海市公路管理條例』	市人民代表大會 常務委員會	2020/9/25 公布 2021/10/1 施行	上海市内の国道、省道、県道、郷道、村道に至るまでの全ての公路の管理を定めた『上海市公路管理條例』は、『中華人民共和國公路法』に基づいて1999年の11月に旧法を改正。今回で第三次改正となる。各級道路とそれに付帯する通信/排水/照明等のインフラの新建、メンテナンス、交通行政管理部門の権限や職責等について一段と規範化している。
7	市人民代表大會常務委員會公告 [2020]49号	『上海市反不正競争條例』	市人民代表大會 常務委員會	2020/10/27 公布 2021/1/1 施行	現行中央法の『中華人民共和國反不正競争條例』は1995年12月1日より施行し、その後2017年、2019年に改正しているが、上海市全人代はこの動きに合わせて全国初の地方性法令として本条例を制定した。ここでは、(他者の誤解を生む標示や記号による)難解・難読行為、商業賄賂、虚偽宣伝、商業的秘秘の侵害、違法な景品付き販売、誹謗中傷行為、ネット上の不正行為等 —、主に7種の行為を不正競争行為と定義し、さらに主管当局がAIやビッグデータを活用して不正競争の事実を探索し迅速かつ効果的な取り締まりに運用することなども定めている。
8	市人民代表大會常務委員會公告 [2020]50号	『上海市公共衛生應急管理條例』	市人民代表大會 常務委員會	2020/10/27 公布 2020/11/1 施行	感染症の予防と制御に関する中央基本法として『中華人民共和國傳染病防治法』と『中華人民共和國突發事件應付法』がある。新型コロナウイルスの流行について、上海市では今年の5月29日に『上海市突發事件に対応する應急徵用補償實施弁法』(滬府弁規[2020]6号)(既報告)を公布し、これを公衆衛生事件として「突發事件」と定義し、政府による應急支援措置と人・モノ・施設を徵用することを定めている。本条例は、この種の公衆衛生事件に特化した法令であり、全85条で構成する中型法令となっている。感染源の徹底究明、感染情報の隠蔽に対する法律責任の追及、感染症情報や予防・治療人員の国際的な交流の促進 — 等を明文化しており、興味深い内容になっている。
9	市人民代表大會常務委員會公告 [2020]51号	『上海市公共文化サービス保障促進條例』	市人民代表大會 常務委員會	2020/10/27 公布 2021/1/1 施行	中国では国風文化の維持、传统文化の伝承、社会主義の核心的価値観の称揚、中国の特色ある社会主義文化の繁栄と發展を目的とし2017年3月より施行している『中華人民共和國公共文化サービス保障法』(中華人民共和國主席令第60号)がある。上海市ではこの制度の地方版として本条例を公布している。関与する政府部門も文化/教育/新聞出版メディア/スポーツ/科學技術をはじめとして城郷建設部門、農村、公安、民生、情報通信、保險衛生等の部門が協調し、工会、婦連、共青同、身障者連、各地域の街道、居民委員會等がその中核部隊となる、総合的・俯瞰的な制度である。